

## 平成30年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成30年6月18日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第3号 諸般の報告について
- 第 4 報告第 3号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 5号 町長専決処分の報告について
- 第 7 報告第 6号 町長専決処分の報告について
- 第 8 議案第44号 町長専決処分について（平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第13号））
- 第 9 議案第45号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第10 議案第46号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第11 議案第47号 町長専決処分について（平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））
- 第12 議案第48号 出雲崎町公告式条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第49号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第50号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第51号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第16 議案第52号 平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第53号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第54号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第55号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第56号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第57号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第58号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

て

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	小黒博泰	3番	中野勝正
4番	高橋速円	5番	高桑佳子
6番	加藤修三	7番	三輪正
8番	安達一雄	9番	諸橋和史
10番	仙海直樹		

○欠席議員（1名）

2番 中川正弘

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤佐由里
総務課長	河野照郎
町民課長	池田則男
保健福祉課長	権田孝夫
子ども未来室長	金泉嘉昭
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
町民課参事	山田栄
建設課参事	内藤良治
教育課参事	矢川浩之

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	佐藤理絵

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから平成30年第3回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

中川正弘議員から本日の会議の欠席届が提出されましたので、報告をいたします。

（午前 9時30分）

---

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営副委員長から、6月11日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、加藤修三議員及び7番、三輪正議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月22日までの5日間に決定しました。

---

◎議会報告第3号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第3号 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配付しましたとおり提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会平成30年度第1回臨時総会について報告いたします。去る6月6日に新潟県町村議会議長会の臨時総会が開催され、出席してまいりました。お手元に配付しましたとおり報告いたします。

次に、議員派遣の結果について報告します。去る5月28日、5月29日に開催された平成30年度町村議会議長・副議長研修会に出席してまいりました。お手元に配付したとおり報告いたします。

次に、閉会中の継続調査の結果報告を行います。

最初に、総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員会が所管する閉会中の継続調査について、今回は実施いたしませんでした。

○議長（仙海直樹） 次に、社会産業常任委員長、6番、加藤修三議員。

○社会産業常任委員長（加藤修三） 社会産業常任委員会についても同様、実施しておりません。

○議長（仙海直樹） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎報告第3号 継続費繰越計算書の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、報告第3号 継続費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

---

◎報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第5、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

---

◎報告第5号 町長専決処分の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第6、報告第5号 町長専決処分の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

---

◎報告第6号 町長専決処分の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第7、報告第6号 町長専決処分の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

以上で報告を終わります。

---

◎議案第44号 町長専決処分について（平成29年度出雲崎町一般会計補正予算（第13号））

○議長（仙海直樹） 日程第8、議案第44号 町長専決処分について（平成29年度出雲崎町一般会計

補正予算（第13号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、平成29年度の地方交付税額の決定等に伴い、歳入歳出予算及び地方債の補正をする必要が生じたので、本年3月30日に専決処分したものであります。

補正の内容につきましては、歳入予算では諸収入、国庫支出金、地方消費税交付金などを追加した一方、町債、繰入金及び地方交付税を減額いたしました。

歳出予算では、2款の総務費に基金への積立金を追加いたしました。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ30万4,000円を追加し、予算総額を38億6,187万4,000円としたものであります。

また、地方債の補正につきましては、多目的運動場整備事業にかかる起債限度額を減額しております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） それでは、補足説明をさせていただきます。

補正予算書をお願いいたします。初めに、歳入予算につきまして説明をさせていただきます。補正予算書、ページの341ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から、その次の342ページの10款地方交付税までは、譲与税額または交付金額の決定によりまして、所要の金額を補正いたしました。

平成29年度の地方交付税特別分9,049万4,000円と決定されました。過大見積もりとなりましたので、このたび減額をしたものでございます。

次、343ページをお願いいたします。15款の国庫支出金でございます。これは、今冬の大雪の除雪経費、それに対する補助金が国から交付されたものとなったものでございます。

一番下の18款寄附金でございます。これ本年3月に東京都のアイザワビルサービス様のほうから教育奨学金の活用にというふうなことで100万円の指定寄附をいただきました。

歳出予算につきましては、本定例会の補正予算で措置させていただきます。

その次、344ページをお願いいたします。基金の繰り入れでございます。財政調整基金につきましては、このたび860万9,000円を繰り戻しました。これによりまして、同基金の29年度末残高が17億7,836万円となっております。

その下、雑収入でございます。こちら雑入になりますが、多目的運動場に充当いたしましたスポーツ振興くじ助成金の追加でございます。

その下の22款の町債につきましては、同助成金を受けたことによりまして、起債額を減額しております。

その下、345ページ以降につきましては歳出予算となっております。今ほど町長から説明があったとおりでございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第45号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）

○議長（仙海直樹） 日程第9、議案第45号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、平成30年度の地方税制改正に関しまして、地方税法の一部改正する法律

等が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、関連する税条例の一部を改正する必要が生じたため、3月31日に専決処分したものであります。

改正の主なものとしたしまして、個人住民税においては基礎控除や調整控除、年金控除に関する見直し、固定資産税におきましては土地や家屋に関する特例措置の延長、また町たばこ税においては税率の段階的引き上げと加熱式たばこの課税の見直しなどであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料の1ページをご覧ください。1番の改正の趣旨につきましては、記載のとおりでございます。

2番の主な改正事項等についてですけれども、税目ごとで、まず（2）の個人町民税関係におきましては、主に各控除に関する見直しでございます。

アに記載の給与所得控除から基礎控除への振りかえにつきましては、給与所得控除等を10万円引き下げると同時に、基礎控除を10万引き上げるというものでございます。イの基礎控除の見直しにつきましては、高所得者に対して段階的に控除額を引き下げる措置でありますし、ウの調整控除においても高所得者に対する措置でございます。また、エの給与所得控除、オの公的年金等控除の見直しに関しましてはそれぞれ上限額の引き上げや上限額を設ける措置となっております。カの非課税措置の見直しにつきましては、記載の該当者に対して拡大をするものということになっております。

（3）の法人町民税関係でございますが、記載のとおり電子申告の義務となる法人についての見直しでございます。

次、（4）の固定資産税関係におきましては、アに記載の土地に係る負担調整措置について3年間延長されること。それから、次のページのイの新築住宅の減額措置につきましては2年間延長されること。また、ウの生産性向上特別措置法による中小企業設備投資に係る課税標準の特例措置につきましては、各自治体で課税標準を定めることとなっております。当町におきましては法律で定める範囲のうち、3年間課税標準をゼロとしたいというものでございます。

最後の（5）のたばこ税関係につきましては、アで記載の税率の段階的な引き上げ、イの加熱式たばこ、いわゆる電子たばこの課税方式が見直されるというものでございますし、その他、今回の法令の改正に合わせまして文言の整理、それから字句の修正を行ってございます。

なお、新旧対照表につきましては、資料の5ページ以降をご覧くださいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、中野議員。



○3番（中野勝正） 今の課長さんの説明の中で、資料2のウの中で特例措置として3年というふう  
に町が決めたというふうな説明なのですけれども、周りの町村の中でもやはりそういうふうな、要  
は先ほど説明の中では町村で決められるということを言われましたんですけど、新潟県の町村の中  
でも3年とか5年とか10年とかいう措置があるのかなのか、その辺おわかりでしょうか。

○議長（仙海直樹） 町民課長。

○町民課長（池田則男） 今のご質問は、固定資産税の関係のほうでございますでしょうか。

○3番（中野勝正） そうです。

○町民課長（池田則男） 固定資産税の分につきましては、今ご説明のとおり、生産性の向上の関係  
ということで、これにつきましては6月6日の日に総務省においてこれに関係する基準が告示され  
たと、こういうことになっております。この中で、経産省が関係する地方税法の関係では、3年間  
についてはもう法律で決まっておりますが、その税率につきまして課税標準についてはゼロから2  
分の1の範囲で各自治体で決めなさいということになっております。3年間は、法律で決まってお  
ります。その中で県内の市町村の状況をお聞きしましたら、ほとんどの市町村で中小企業へ上げる  
と、頑張ってもらおうということを議論しているところが多かったもので、今回当町においても課税  
標準ゼロにして、法律で定める3年間ということにしました。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によ  
り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第46号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例制定）

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第46号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例  
の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第46号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、出雲崎町税条例と同じく、平成30年度の地方税法改正に伴うもので、地  
方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、条例の一部を改正する必要が生  
じたため、3月31日に専決処分したものであります。

改正の内容といたしましては、課税限度額の見直し、軽減世帯に対しての保険税の軽減拡充に関  
する措置が主なものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、若干補足をいたします。

資料の3ページをご覧ください。今回の改正の1点目としまして、（1）に記載の課税限度額  
の見直しで、基礎課税分の4万円の引き上げ。

それから、2点目としましては、昨年度の税制改正に引き続きまして、軽減世帯の負担軽減の拡  
充という観点から基準額となる金額を引き上げるものでございます。

また、（3）の特例対象被保険者等に係る申告手続の見直しに関しましては非自発的失業者、い  
わゆる会社都合による解雇でありますとか倒産による失業者に対しての手続の簡素化を図るもの  
ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、新旧対照表につきましては、資料の51ページ以降をご覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によ  
り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第47号 町長専決処分について（平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第47号 町長専決処分について（平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、新潟県知事選挙の実施に伴いまして、歳入歳出予算の補正をする必要が生じたので、本年4月24日に専決処分したものであります。

補正の内容につきましては、歳出予算では2款の総務費に県知事選の執行に必要な人件費及び物件費等を計上いたしました。

財源といたしましては、全額、県からの県知事選挙費委託金を充てております。

これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ401万9,000円を追加し、予算総額を32億6,401万9,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書145ページをお願いいたします。歳出予算の補正となります。1節の報酬から7節賃金

までは、期日前投票及び投開票日当日に係る人件費となります。

11節需用費、12節役務費のほうにポスター掲示板関係の経費が計上してございます。ポスター掲示場につきましては、選挙人名簿の登録者数及び投票区ごとの面積で、法令により設置数が決まっております。本町の場合は36カ所となっております。そちらにかかる経費でございます。

次のページ、146ページお願いいたします。18節の備品購入費に投票箱、投票記載台等、選挙に必要な物品を購入させていただいております。投票箱は1個、投票記載台は2台購入する経費となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑は、ページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第48号 出雲崎町公告式条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第48号 出雲崎町公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第48号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、条例を公布する掲示場を役場前掲示場1カ所とするものであります。

これまで条例の公布は、「役場前掲示場」と「海岸出張所掲示場」との2カ所に掲示することによって行うこととしておりましたが、現状を踏まえまして改正することにいたしましたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

条例または規則等を公布することによってその効力が生ずることになっておりまして、本町の公布の具体的な方法につきましては、今ほど町長から説明があったとおりでございます。

掲示場が1カ所になりますが、現在多様な広報手段もございますので、引き続き丁寧に、わかりやすく町民の皆様にお知らせするよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 資料の53ページ、新旧の対照表の中で出雲崎の役場前の掲示と海岸出張所前の掲示というふうに2カ所になっていたのが1カ所になるということですが、今説明受けましたとおりにいろんな方法があるということで、役場前の1カ所にするという考えですが、私は海岸のほうにも、もともとあったのを急になしにすることも別に要らないんじゃないかというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） このたびこの条例改正を提案させていただきましたのは、今ほど町長が説明したとおり、現状を踏まえてということですが、ほかに実は海岸の掲示板につきましては、この冬の除雪で掲示板自体が破損をいたしました。それを修繕するのに相応の経費もかかるというふうなことを総合的に勘案した上で、他市町村の例も踏まえて、当町も1カ所にするというふうな条例改正を提案させていただいたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第13、議案第49号 出雲崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第49号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正する省令が施行されたことを受けまして、所要の改正を行うものであります。

第10条第3項第4号では、放課後児童支援員の資格要件を規定しておりますが、このたび学校教育法の規定による教諭資格を、教育職員免許法に規定する免許状を保有者に改正し、教員免許更新制との整合性をとったものであります。

また、第10条第3項に、第10号として「5年以上放課後児童クラブでの実務経験がある者」を新たに追加することにより、支援員の資格要件を拡大するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 補足説明をさせていただきます。

4号の教員免許を有する者の対象者の範囲につきましては、改正前と後では解釈に変更は特にご

ございません。

教員免許の更新制の制度が導入されまして、今回、かつて教員免許を取得していたけども、免許自体の更新を受けていない方、これらについても対象とするものでございます。

また、10号の5年以上で町長が認めた場合の対象者というものは、高校を卒業されていないために支援員になれないという方を対象としております。放課後児童クラブに長年勤務されている方で、先ほど申しました方につきましては今後は支援員になれるというものでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 1つお尋ねします。

この5年以上従事した者ということ、なぜ5年ということですか。3年じゃまずい。その5年という根拠。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 5年という基準案は、国の省令ということから来ているんですが、なぜと言われると、要するに5年というものは必ずしも常勤ということを求めているものではございません。いわゆる実務経験から判断して、児童と継続的にかかわっている期間が5年ということであります。

3年ではだめなのかというご質問ですが、一応高校を卒業した場合においては2年以上ということがあります。ただ、高校を卒業していない。例えば途中で高校を退学された方とか、そういった方が今回対象になるのですけども、一応5年ということになっていきますので、よろしくお願ひします。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） いや、なぜ3年ではだめかと私がお尋ねしたのは、別に年数がどうのじゃないんです。つまりいろいろな意味で、もう出雲崎の町でいうと人材不足というか、そういうことからいきますと、国がそうだと言われると、これはどうしようもないとは思いますが、その辺のいわゆる現状に即した対応策というのがあるべきなのではないかなというようなことで3年はいかがかと、こういう意味で。要するにマンパワーというか、人材が枯渇しているとは言いにくいことではありますけれども、その辺はどう認識されているかということが一番のお尋ねしたいポイントなのですが。

○議長（仙海直樹） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 3年、5年という、差異は2年というふうなことでありますが、児童クラブ、やはり学校の教育というふうな面の教えるのと若干違うような、若干というよりも、もう実質的な子供たちの姿を指導するというふうなところもあります。しかしながら、子供たちを指導したり、あるいはいろいろな状況に対応するということになる、3年というのは、その人によってまたい

ろいろ力は違うでしょうけども、一般的に考えて5年ぐらいの経験を、熟知した方であれば、子供さんを任せられると、そういうふうな意図もあろうかと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 同問題で5年以上のということと、町長が適当と認めたということがありますが、企業のことと言って申しわけないんですけども、品質管理部とか出荷検査部において3年以上とか5年以上の人のチョップがあってもこれは適正に認められないということで、今いろんな自動車メーカーも検査基準、日産もスバルもそういう問題が発生したと思います。検査やっていることは一緒なんです。ただ、この適当と認めたという中にマニュアル化されていないのかと。例えば会社でいったら、課長の評価基準を部下が見て、あの人はいいのか、適正な指示をやっているのか。ただ、怒っているだけなのか。いろいろな評価方法が、何か基準書があってやるのか。まあいいや、いいや、あの人は昔から知っていて、いいやというのかどうかというのがあっていいかなと思うし、また子供たちがやっている中で、あの人はちょっと上の人ばかりに上目目線でちゃらちゃら言っているけど、下に非常に厳しいとかいう評価もいろいろあると思うのです。そういうのは人には見せませんけども、評価書があった上で適当と認めるというふうな形がないのかどうか、具体的な形。企業あるのです、ISOとっているところは。変な人が出しても、同じ検査やって、結果よくてもこれはだめ。その辺は、いかがなものでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 町長が認めた場合、どういう観点かというお話ですが、要は勤務姿勢が適正かということでございます。その中で今言われるような基準書的なものがあって、その勤務姿勢が適正かどうかという判断になるわけですが、この4月からの施行ということでございます。現在そういった基準書はございません。今後支援員の方に限らず、そういったものが必要かと思っておりますので、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 了解しましたけども、子供たちが健全に育つような形を私たちは期待するところであります。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の  
一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第14、議案第50号 出雲崎町奨学金貸与基金の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号につきましてご説明を申し上げます。

本年3月に東京都新宿区の株式会社アイザワビルサービス様から、昨年に引き続きまして教育奨学金の充実への目的で100万円の寄附がありまして、このたび貸与基金条例第2条第1項中の基金の額を9,500万円に増額改定するものであります。

また、第2条に新たに第2項と第3項を追加し、基金の額をその都度追加改正することなく、予算に定めて追加することにより、「基金の額が、積立額相当分増加するものとする」条文を追加規定するものであります。

また、第4条では第4号を削除することによりまして、他の奨学金との併用を可能とし、支援制度の充実を図るものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 補足説明をさせていただきます。

資料57ページをご覧ください。このたびアイザワビルサービス様から、過去にも4回、その都度

100万円の寄附がありました。今回で総額500万円の寄附をいただいております。

また、4条の他の奨学金の貸与又は給付を受けている者は、この条例による奨学金は貸与できないことから、先ほど説明のとおり、他の奨学金との併用を可能にし、教育の機会均等を図るために条文を削除するものでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

○議長（仙海直樹） 日程第15、議案第51号 公共施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

このたび本町の多目的運動場の整備に伴いまして、長岡地域定住自立圏を構成する長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間で締結しております公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更

するものであります。

変更する内容は、相互利用施設のうち出雲崎町テニスコートの施設名及び所在地を改めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

長岡地域定住自立圏の構成市町では、公共施設の相互利用を行っておりますが、町長説明のとおり本町のテニスコートを多目的運動場に変更するもので、7月1日から適用というふうな変更協定になります。同施設は、本年4月から供用開始しておりますので、4月から6月までの使用につきましても変更後の協定に基づく使用または使用の許可が行われたものとみなすという取り扱いの協定書となっております。

以上です。よろしく願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号 平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第52号 平成30年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正をしております。

初めに、歳入歳出予算の補正についてご説明を申し上げます。歳出予算の主なものといたしましては、各款に共通し、4月の人事異動に伴う職員の人件費の組み替えを行っております。

2款の総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、小型除雪機の購入費を、また8目企画費では、吉川集落の宮太鼓ほかコミュニティ活動備品の購入に係る助成金を計上いたしました。

3款の民生費、1項社会福祉費、7目保健福祉総合センター管理費では、ふれあいの里の浴槽気泡発生装置撤去工事費及び屋根の防水補修工事費を計上しております。

4款の衛生費、1項保健衛生費、3目保健師設置費では、産前休暇の保健師に係る代替の職員の賃金を計上いたしました。

6款の農林水産業費、1項農業費、4目農地費では、事業費の追加配分により、県営中山間地域総合整備事業負担金を追加いたしました。

7款の商工費、1項商工費、3目観光費では、東京ドーム巨人戦「ワンデースポンサー」関係経費を追加いたしました。また、出演者の変更に伴い、汐風ドリー夢カーニバル実行委員会への負担金を追加しております。

8款の土木費、5項の住宅費、4目住宅用地造成費では、松本ひがし住宅団地の広告宣伝費等の経費に充てるため、特別会計への繰出金を追加しました。

10款の教育費、1項教育総務費、2目教育振興費では、児童生徒の相談に応じる教育支援員雇い上げ賃金及び出雲崎高校70周年記念事業費補助金を新たに計上いたしました。また、本年3月に指定寄附を受けました寄附金を町奨学金貸与基金へ繰り出す経費を計上しております。

歳入におきましては、これらの歳出補正予算額に要する財源といたしまして、分担金及び負担金、諸収入及び町債等をそれぞれ追加計上し、残余は前年度繰越金で手当てをいたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,093万円を追加し、予算総額を32億9,494万9,000円とするものであります。

また、第2条の地方債の補正につきましては、中山間地域総合整備事業の負担金に係る起債限度額を増額しております。

以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

歳出予算のほうからお願いいたします。職員の異動に伴います人件費の組み替え等につきましては、省略をさせていただきます。

予算書のページで160ページをお願いいたします。2款総務費の5目財産管理費でございます。18節備品購入費に小型除雪機1台を計上いたしました。今、集落やNPO法人が行う集落の供用施設、または除雪困難世帯の除雪用に町の小型除雪機を貸し出ししておりますが、現在1台のところ、もう一台購入して、ことしの冬は2台、そういった事業に貸し出しができるようにしようというものでございます。このほかに道路用として2台、小型の除雪機が使用できるような体制をとってございます。

7目企画費でございます。8節の報償費です。空家等対策協議会の委員報償ということで空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会を設置するものでございまして、その委員さんに対する報償となります。今年度は5回程度の会議を予定しております。同じ目で19節負担金補助及び交付金です。これは、吉川集落への助成となります。コミュニティ事業としてのぼり旗のポール、宮太鼓、横笛等を購入する経費を助成するもので、これは全額コミュニティ助成事業の交付金が充ててございます。

次に、162ページ、3款の民生費となります。7目の保健福祉総合センター管理費をお願いいたします。15節工事請負費であります。ふれあいの里におきましてのレジオネラ対策の一環といたしまして、浴室の気泡発生装置、これを撤去する工事を行います。また、相談室付近の雨漏りが発生しておりますので、その屋根の防水工事を実施するというものでございます。

次の163ページ、4目の放課後児童健全育成事業費の賃金、支援員等賃金を追加してございます。これは、その下の5目の多世代交流館事業費からの組み替えと多世代交流館事業費からの臨時職員賃金の組み替えとなります。児童クラブの支援員さんの勤務は、通常午後からとなっておりますが、午前が多世代交流館のほうで児童の支援に当たるというふうなことによりまして、多世代交流館の臨時職員の一部を雇用しないで済むということで賃金の組み替えを行いました。

続きまして、164ページになります。衛生費です。3目保健師設置費、7節で賃金、臨時職員賃金が計上してございます。これは、代替の保健師の賃金ということで9カ月分を計上させていただきました。

その次の165ページお願いいたします。6款農林水産業費になります。4目農地費です。19節負担金補助及び交付金で県営中山間地域総合整備事業負担金が追加で750万円計上されております。事業費ベースですと、当初5,000万円、今回5,000万円の追加がございまして、町負担分10%、地元負担分5%、そちらの追加分の負担金を計上させていただきました。

次、166ページをお願いいたします。7款商工費関係でございます。3目観光費です。こちらのほうに東京ドーム巨人戦「ワンデースポンサー」関係の経費、追加させていただきました。まず、8節の報償費ですが、これラッキーカードを当日抽せん券を配布すると。その当選者には出雲崎商品を贈呈すると。その商品購入費を計上しております。11節の需用費です。これは、参加していただいた方に配布する帽子、あるいは出雲崎のPR用ののぼり旗、その他ノベルティーの紙風船、うちわなどを購入する経費を追加してございます。そして、その次の負担金関係でございます。汐風ドリー夢カーニバルは、今町長説明のとおりでございます。観光大使のジェロさんの活動休止に伴い、演歌歌手の大石まどかさんをお迎えすることになりまして、そちらに変更によりまして負担金の追加ということになってございます。その下の東京ドーム巨人戦の「ワンデースポンサー」関係の負担金ですが、これは当日東京ドームで上映するオーロラビジョンの製作費が、参加料の一部助成等に係る関係で負担金が追加となっております。

少し飛びまして、170ページをお願いいたします。上のほうで、これは10款教育費、3目教育振興費でございます。7節賃金に臨時職員の賃金が追加してございますが、これは臨時でございまして、教育支援員、今ほど町長から説明あったとおり教育支援員をお一人、週3回程度お勤めいただく9カ月分を見込んでおります。19節の出雲崎高校70周年記念事業への補助金につきましては、前回60周年と同額の定額補助ということで予算計上してございます。28節の繰出金は、議案第50号関係の予算となります。

続きまして、171ページ、4項の社会教育費になります。1目社会教育総務費の19節負担金補助及び交付金に出雲崎ゆかりの文人であります諸橋湘江、竹之内春斎藤展の補助ということで計上してございます。作品集を印刷する等の経費に充てるもので、2分の1以内の定額補助ということで予算計上してございます。

続きまして、歳入についてお願いいたします。156ページに戻っていただけますでしょうか。歳入の13款は分担金及び負担金となります。1目農林水産業費分担金につきましては県営中山間地域総合整備事業の分担金で、今回追加分に合わせまして5%、地元からご負担いただくというものでございます。

次、157ページ、20款の繰越金です。平成29年度の実質収支約1億2,400万程度でございますが、その原資といたしまして今回2,000万強追加をさせていただきました。

21款の諸収入、5目雑入にはコミュニティ事業助成事業交付金、全額これは吉川集落のコミュニティ事業に充てられるもので、自治総合センターから交付を受けるものとなっております。

次の158ページの町債につきましては県営事業負担金に係るもので、公共事業債を90%充てておるものを計上してございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いをいたし

ます。質疑はありませんか。

1 番、小黒議員。

○1 番（小黒博泰） 166ページの7款商工費の3目観光費の中で、役務費で郵便料が11万とあるんですけども、その内訳と、次の167ページ、22節の損害賠償金で6万2,000円とあるんですけど、この賠償金というのはどういう賠償金なのかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 166ページの役務費、東京ドーム、郵便料の関係ですけども、これは当日東京ドームでお配りするパンフレット、それから紙風船、うちわ等を宅急便でお送りするという事で、一応1万枚のパンフレット等をお配りするということで、町の観光パンフレットのほかに、町をPRするものを幾つか入れさせていただくので、宅急便のボックス1つをお送りするような形で計上させていただいてあります。

以上です。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 今ほどの167ページ、補償補填及び賠償金でございますが、報告第6号でございました専決処分のものでございます。4月の全員協議会で若干説明させていただきましたが、町道の附帯施設、集水桝の中に落下された方の損害賠償の補償金というふうになります。治療費、診断費、交通費、慰謝料、合わせましてこの金額となっておりますのでございます。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 160ページ、7目企画費の報償費で空家等対策協議会委員報酬というふうになっております。正直な話、今までの段階の我々、知識の中で六、七人の選出、それと議会から2名の選出というような形になっていると思うんですけども、何人の委員で構成されているのか、そこらの点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） この空家等対策協議会につきましては、今月21日に初会合を予定してございますが、現在17名を予定してございます。その中で町長が会長となってトップとなりまして、そのほかに住民代表の方、各機関の専門の方、含まれておりまして、そのうちの11名程度が報償をお支払いする方ということで今回予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） どういう基準で選ばれたのか、ちょっとこちらは推しはかる方法もないんですけども、正直、私この前、ある人に会ったら、本当に空き家対策は俺一生懸命考えているんだというような人たちが選ばれていないというのが現実の中で、ちょっと耳に聞こえてきましたので、一言だけつけ加えさせて、質問は終わります。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 160ページ、これ総務費の中の節の小型除雪機ということで、昨年大雪ということだったのですけども、その中で私1回質問したと思うんですけども、除雪機を一応小回りがきくようにということで冬場のトラクターの活用ということで、これらを利用してアタッチメントをかえれば、その地域地域の活用がより頻繁にできて、小回りがきくだろうというような話をしたんですけども、それについての考えがまずあるのかということ、今後そういうことをやれば、意外と持っている人も冬場も使えて、回りも早いということは私理解しているんですが、どこかやっているというふうにも聞きましたけども、それについてまず一つ聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） そういったことも内部では検討はいたしました。町自体が自由に扱えるトラクターを用意していないということでアタッチメントを買った後に、どなたが使ってくれるかという見込みがちょっと立ちませんでしたので、今回につきましては今年度使っております同様の小型除雪機をNPO法人さんなり集落のほうでご活用いただけるような形での対応とさせていただきます。いろいろなやり方があるかと思っておりますので、これは引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 了解しました。

次に162ページ、これは民生費です。保健福祉総合センターの中の施設の工事請負費、浴槽気泡発生装置の撤去ということで、レジオネラ菌の対応ということとボンテアクネス、これ全くそのとおりと思いますが、ただし総務省かどこかから出ている内容を見ると、そういう循環式の湯舟の供給に対しては湯面よりも下、真下じゃない、下のほうにしないというのがまず一つあるんです。ということになると、今あそこの風呂場のお湯がオーバーフローよりも低くなったときに旅館とか、ああいうところみたいに上からぱたぱたとお湯が出てくる、あれも余りよくないですよというようなことが言われているんですね。当然のこと、循環式でシャワーはいけませんよということでエアゾールタイプ、要するにミスト化する部分から入ることですから、そういうものは押さえなければいけないと思うのです。これらについて、角からお湯がぼちょぼちょと出てくるというのについてはどのように考えているのか、このレジオネラ菌防止対策の一つとして。その辺はいかがでしょうか。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） このたびの気泡発生装置の撤去工事につきましては、平成15年に厚生労働省のほうからレジオネラ症を予防するために必要な措置に関する事実上の指針というのが告示をされております。その内容といたしましては、浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等、エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全にかえることなく使用している浴槽水を



使用しないことというような内容の指針になっております。

ふれあいの里のお風呂につきましては、循環ろ過装置により行っておりますので週1回、完全に浴槽の水はかえておりますが、この指針に基づくと、より安全対策を考えた上で、今回気泡の発生装置のほうは撤去をさせていただくことにしております。

あと、浴槽の脇から確かにお湯のほうは今は出ておりますが、ジェット噴射装置や気泡発生装置に比べると、そういったエアロゾルの発生というのは極力少ないほうではないかなと思っておりますので、今回はこの工事のみにさせていただいております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 説明の中で、国の指針のことを勉強されたと思いますが、ただこのレジオネラ症を防ぐ設備上のポイントということで、その辺もよく読んでいただきたいんですが、循環湯の吐き出し口は浴槽の水面下に設けるべきですよということがあることを十分理解した上で、もし次に何かやるときにはその辺を考慮して、要は言いたいのは、2回も1年の間に出ているということで、二度と出さないというための対策をもっと徹底してやるということが基本だと思うんです。次回のときに、またその辺を頭に入れた上で考慮、改善するべきはしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） 171ページ、中学校費でお願いいたします。特別支援教育コーディネーター報償が教育振興費のところに計上されておりますが、特別支援教育コーディネーターというのは校内で定められてというか、選出されていて、その方が学校全体の特別支援教育をコーディネートするような格好になっていると思うんですが、こちらのほうは外部からコーディネーターの方がいらっしゃるとか、そういうことになっているんでしょうか。お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） このたびのこの補正につきましては、生徒、保護者ではなくて教職員、先生方を指導していただく方です。今考えている方は、児童クラブに月1回来ておられる方なのですが、その方が午後、半日休みをとってくるという関係で、児童クラブにつきましては夕方からですので、そのあいた時間等、午後からの3時間程度でしょうか、その方から直接学校の先生、中学校につきましては特別支援の生徒さんが増えていますので、先生の困り感を解消するためにこういった方を配置しまして、先生方の指導に当たっていただくという経費でございます。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） もう少しお聞かせいただきたいんですが、その方は教員を退職された方とか、そういう形で特別支援教育について詳しい方でいらっしゃるわけでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 現在、先ほど申しました児童クラブに来ておられる方で長谷川清さんという方でございます。以前につきまして見附小学校で障害児童の指導に当たっておられた方ということで、そういった経験もございますので、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 5番、高桑議員。

○5番（高桑佳子） お名前を聞いてちょっと安心いたしました。やはりどんどん外部からも、学校の中だけで抱えるのではなく、いろんな形で先生方のそういう日常の困り感を解消していただくようにどんどん推進していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 167ページです。観光費です。この中の負担金補助及び交付金で、先ほどの汐風ドリー夢カーニバルということで、ジェロさんのかわりに大石まどかさんということで、ジェロさんがああいうふうな事情でおやめになったということですが、今後観光大使のほう、これずっと大石まどかさんのほうでやられるのか。また、大石まどかさんについて、なぜ大石まどかさんになったのか、もし今後ずっとお願いする場合。その辺ちょっとお聞かせ願いたいなと思っています。

それと、170ページでございます。10款の教育費の中の19節の出雲崎高等学校70周年ということで、これ町のほうで60万の補助を出すのですが、これお願いできるものかどうかわかりませんが、もし飲食とかなんかなった場合、いや、実は地元にも業者があるんで、できたらそういうこともちょっと考えてもらえないかというふうなことで、よく地産地消とかありますが、その2点、お願いできるものかどうか。お願いいたします。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 汐風ドリー夢カーニバルのゲストの関係ですけれども、今回ジェロさんがああいう形で、ジェロさんの出演枠があいてしまったということで急遽いろいろ探して、それで大石まどかさんに決めさせていただいたということで、大石まどかさんを町の観光大使にするとか、そういう計画は一切ございません。少ない予算の中で、皆さんから喜んでいただく方をということでいろいろ探させていただきまして、この方、NHKの歌謡番組等にも出ていられるということで、割合若手の方ということで、幅広い年代層の方に受けていただけるんじゃないかということで選定させていただいております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 補助金の関係です。議員さんからのとおり、この経費につきましては式典費用、それから記念品、それから記念誌、それから祝賀会等の費用について補助するものでございます。祝賀会については、若干ですが、飲食等もあるように聞いております。具体的には飲み物、あと折り等、もし地元で調達できるものがあれば、そういったことで働きかけをしたいと思ってお

ります。

○議長（仙海直樹） ここで暫時休憩といたします。

（午前10時38分）

---

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分）

---

○議長（仙海直樹） 8番、安達議員。

○8番（安達一雄） 資料の165ページの農林水産業費の中の5目改善センターの管理費の中でエアコンの追加となっておりますが、これはどこの改善センターのことを指しているのか。どうしてここで追加しなければいけなくなったのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） エアコンの追加につきましては、西越改善センターの和室についているエアコンになります。西越改善センターの和室のエアコンにつきましては2カ所ついてはいるんですけども、昨年度1カ所壊れまして、当初予算で1カ所計上をさせていただいてあります。4月になりまして、もう一カ所のエアコンも壊れてしまったということで、これが平成15年に設置してあるエアコンでことして15年たつということで、もう部品等もないということでそっくり入れかえをしなければいけないという形の中で、2台交換ということになりましたので、当初予算で1台41万1,000円の予算を計上させていただきましたが、2台を交換すると若干安くなるんじゃないかということで見積もりを再度とり直しましたら、2台でちょうど80万円になるということで、差額の分の38万9,000円を今回追加させていただくというような形になります。

以上です。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 今の説明の中で2台で80万でしたか。ということで差額でこれが38万9,000円という形なのですけれども、これ普通の民間的考え方で申しわけないのですけれども、2台目になったら、同じような値段で出るというのはちょっと疑問に思うのですけれども、いかがなものですか。もう少し、10%や20%ぐらいはオフできるんじゃないかということと、この和室は何畳でしたかとお聞きしたいんですというのがあるんです。その辺お聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 2台になれば、もう少し値引きができるんじゃないかというお話だと思うんですけども、これにつきまして1台でも大分勉強していただいた金額で、ぎりぎりの状況だったんですけども、そういう形の中で今予算計上させていただきました。これから執行するに当たりまして、また慎重に対応していきたいというふうに思っております。

これにつきまして能力的にいきますと、1台当たりの能力が冷房で5.6キロワット、暖房で6.3キロワットのものを2台という形になります。

[何事か声あり]

○産業観光課長（大矢正人） 済みません。和室の面積、ちょっと今手元に資料がなくて申しわけございません。後でご報告させていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 15年たったということですけども、10年たつと部品はないよというのが生産、電気関係のところもそうなんですけども。じゃ、本当に直せないのかどうかと。本当に部品がないのかどうかというのをやっぱり突っ込み入れていくべきかなと思うんです。ただ、あそこのフロンが抜けるから入れかえするだとかアキュムレーターがもうさびてだめだったとかいうのであれば別ですけども、そうでないんであれば、そこをもう一回突っ込み入れて、使えるものは使って行って、最終的にはここは冷房で5.6キロワットということで結構大きい形になると思うんですけども、1台のものでセットできてやれば、電気代的にも安くなったりするかなと、今のものについてはエコタイプですから。そういうことも考えながらいったらどうかと思うんです。まず直せるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 機械を見ていただきまして、ちょっともう直すレベルではないというふうなお話をいただいて、交換のほうを計上させていただいたということです。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 直すレベルではないということですけども、具体的に一、二カ所、どういう箇所なのかお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 私のほうでは、ちょっと機械の中身がわかりませんので、そういう報告しかいただいておりませんでした。失礼しました。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） やはりお金かかるもの、課長も時間がない中ですけども、その辺を現物を見て、わからないなりでも、ああここだということをやらないと、言われたとおりになるし、こんなもの、へのかっぱでしょうということもあるわけですよ、現実的に。これあるかどうか別ですよ。だから、その辺はお金がかかるものですから、もし時間があるようでしたら、その辺は立ち会いして、説明を聞くという形をとって、無駄なお金にならないのか、生きたお金にするのかということをお聞きしながら仕事をやっていっていただきたい。

以上です。これについて、あと突っ込み入れません。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 同じく改善センターの関係ですが、先ほど安達議員のほうからありましたが、私もこれエアコンの追加ということで、実はこの改善センターは西越と八手と2つあるものですから、できたら、ここへ西越改善センターとかになれば、ああ西越改善センターのエアコンなのだなという、私も八手改善センターなのかなと、一瞬考えてみたけど、どうもそうじゃないみたいだし。

それと、両方またがる場合はいいですけども、もうはっきり西越とか八手と、できたら何かわかるような形を書いていただくと非常に私らも理解しやすいなと。

それで、その前の需用費と役務費ですが、施設修繕料の追加とか電話料の追加、これは両方にまたがるものなのでしょうか。それとも西越なのか、八手なのか、はっきりしているのでしょうか。その辺お聞かせ願います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 施設修繕料、それから電話料につきましては両施設にまたがるもので、今回放射線防護工事をやった関係で、八手改善センター、西越改善センターの回線がセコムの関係で、それをちょっと修繕する関係が出てくるので、修繕料を計上させていただきましたし、あと光回線にかわる関係で、電話料金が若干高くなるということで電話料金を9カ月分追加させていただいたという形になります。

それから、エアコンの追加ということで、この説明欄の記載がちょっと足りなかったことをおわびさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 167ページの東京ドーム巨人戦「ワンデースポンサー」の負担金追加、お聞きしましたが、ちょっと不十分で理解不能なので、もう一回教えていただきたいのですが、追加というかどうか、前回当初予算では172万ということでしたが、その45万何がしについての説明というか、内容を教えてください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 今回追加させていただくのは、東京ドームの正面入り口で掲示をします液晶画面、それから東京ドームの中にあるオーロラビジョンのところでも町を宣伝する静止画を東京ドームのほうからつくっていただくということの経費プラス今回のバスツアーで住民の方々に町から補助を出す金額の分を旅行費の負担ということで、あわせて追加をさせていただくという形です。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） バスツアーの補助金追加ということは、今37名ですか、結局最終的にはそうすると、その経費はどういうことになっているんですか。経費は変わっていないでしょう。ということは、今度はどういう内容になるのか。もうちょっと具体的に教えてください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 東京ドームのバスツアーにつきましては、41名の募集に対して37名の方からご参加いただくという形になっております。

町のほうとしましては、1名当たり1万円の補助を出そうということで計上をしてあります。現在37名ですので、残り4名分につきましてもこれ予算計上のときの分ということで41名分計上しているということで、バスツアーの分が41万円とオーロラビジョンの静止画のほうは4万4,000円というふうな内容になっております。

以上です。

〔何事か声あり〕

○産業観光課長（大矢正人） バスツアーにつきましては、当初予算では計上していなくて、今回バスツアーの分の補助については新規でお願いするという形になっております。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 4点ばかりお聞きさせてください。

156ページの中で、農業費補助金の中で計上されておりますが、この内容を聞かせてください。

それと、157ページの繰越金でございますが、補正前の金額が3,000万上がっていた。それから、補正が今回2,000万何がしと上がっているわけだけど、合計で5,000万何がしがあるんですけども、補正前のこの3,000万というのは追加になっているわけですから、何かのほうに転用されたかどうか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、163ページなんですけども、その中の放課後児童健全育成事業費の中の支援員等というのが、共済費と賃金が「等」となっているんですけども、この等が果たしてこれでいいのかどうか。要らないのではないかなというふうな考えもできるんですけども、この辺の説明をお願いしたいと。

それから、12の役務費の中で畑地整備費でございますが、この辺の説明をお願いしたいと。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 156ページの県支出金の農林水産業費の関係のふるさと・水と土の関係でしょうか。

○3番（中野勝正） はい。

○産業観光課長（大矢正人） これにつきましては、農道の補修用砂利を歳出で毎年30万円程度計上をさせていただいておりますが、その補助申請をして、昨年度も補助をいただいたんですけども、その交付決定をいただいたので、今回歳入のほうで上げさせていただいたということです。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 157ページの繰越金でございますが、繰越金の予算計上の考え方ですが、当町は当初予算を編成する段階ではある程度見込めるだろうということですが、例年おおむね3,000万円程度を当初予算に繰越金が発生するだろうということで歳入を見込んだ計上をしております。

5月末で出納閉鎖になりまして、実際今年度実質収支として平成30年度で使える金と申しますか、歳入として見込めるのが1億2,470万7,000円あったということで、このたび6月補正においては2,089万3,000円はまた予算に組み入れて支出の財源とするというものでございます。残った留保額は、今後事業が発生した場合の財源に充てていくものというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 163ページの放課後児童クラブの賃金関係でございます。こちらにつきましては、当初予算で細節のほうで支援員等賃金ということで計上してあるものの追加でございます。内容につきましては、いわゆる支援員、それから条例上、支援員とその補助員という方がいらっしゃいます。いわゆる資格がない、サポーター的な方なのですけど。そういった方を含めて、細節のほうで支援員等賃金という表現をしておりますということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） 子ども未来室長。

○子ども未来室長（金泉嘉昭） 12役務費の畑地整備費の関係です。場所につきましては、中央公民館の上小竹側入り口、そちらから入っていただいて、すぐ右手のところはちょっと小高くなっております。平地があるんですけども、そちらを畑の場所ということで選定をしております。その場所が夏川石がある場所です。直接そこで今耕作するのがちょっと難しい状況でございますので、今回この予算の中で山砂をそちら盛らせていただいて、約200平米で30センチほどかさ上げをしたいということで上げさせていただいたものでございます。

なお、堆肥ですとか苗代等につきましては当初予算のほうで計上させていただいておりますので、この砂が入り次第、畑のほう、また花のほうということで取り組みのほうはすぐできるということになっております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 3番、中野議員。

○3番（中野勝正） ありがとうございます。

先ほど156ページの説明の中でありますけども、砂利関係を対象にすると、昔からそういうふうになっているんだろうと思いますが、この申請の仕方は従来どおり各集落からというふうな要望とお願いでやるのか、その辺のものがちょっと私理解していないものだから、説明またお願いします。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） この補助金につきましては、集落等ではなくて、町が集落に砂利を出した分の総額に対して県から補助をいただくという形のものでございます。よろしいでしょうか。

○3番（中野勝正） わかりました。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第53号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第53号、国保特会補正予算につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、人件費の職員手当関係の追加補正をいたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ補正額19万6,000円を追加し、予算総額を5億5,359万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

○保健福祉課長（権田孝夫） ございません。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質



疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第54号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第54号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、1款の総務費で4月の人事異動に伴う人件費関係の減額、4款の地域支援事業費で通所型サービス事業を委託により実施することに伴う予算の組み替えを行いました。

これによりまして、既定の歳出予算額からそれぞれ336万5,000円を減額をいたしまして、予算総額を6億7,563万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書183ページをお願いいたします。歳出予算におきましては、4款地域支援事業費において、当初予算では通所型サービス事業分を介護予防サービス給付費で計上しておりましたが、事業者との協議により、委託事業として実施することに伴う予算の組み替えを計上しています。

また、184ページの介護予防ケアマネジメント事業費についても通所型サービスの実施方法を委託に変更することに伴い、予算の組み替えを計上しています。

補足は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第55号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（仙海直樹） 日程第19、議案第55号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号) についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第55号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、稲川地内の県営ほ場整備事業に伴い、支障となる水道管移設について必要な経費を新たに計上いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,451万2,000円を追加し、予算総額を1億9,071万2,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

簡水補正予算書194ページをお願いいたします。1款1項1目4節共済費でございます。歳出に係る計数が変更になったことによります増減でございます。

また、3款1目13節委託費、15節工事請負費につきましては町長の説明のとおりでございますが、既設の水道管が農道にございますので、これを50メートル撤去し、新たに町道に100メートル布設するものでございます。

戻りまして、歳入192ページをお願いいたします。これに係る財源といたしまして、5款運営準備基金繰入金、6款の繰越金、7款の県補償金を計上いたしました。

3款1項1目の減額、2目の追加につきましては、補助金から交付金への切りかえによるものでございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第56号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第20、議案第56号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号、農排特会補正予算につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費関係を減額いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ161万5,000円を減額し、予算総額を1億2,948万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

○建設課長（小崎一博） ございません。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第57号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

について

○議長（仙海直樹） 日程第21、議案第57号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第57号、下水道特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費関係を減額いたしました。

これによりまして、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ182万7,000円を減額し、予算総額を1億5,877万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

○建設課長（小崎一博） ございません。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第58号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第22、議案第58号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第58号、宅造特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、深町団地のテレビアンテナ共同受信設備修繕費を追加し、また造成中の松本ひがし団地の宣伝広告費を新たに計上いたしました。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ291万円を追加し、予算総額を2,481万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

宅造予算書217ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目11節の施設修繕料であります。テレビアンテナ共同受信施設は深町団地からやや離れた小高い場所に設置してござい

ます。降雪による倒木被害によりまして、ケーブルの張りかえ、柱の傾き修正を行うものでございます。修繕料の財源といたしまして、歳入216ページ、4款諸収入の損害保険料が一部充当されております。

歳出217ページでございます。2目13節住宅団地事業費の委託料につきましては、宅地販売前の宣伝広告を行うものでございます。予定内容といたしましては、国道352号沿いに販売予告看板の設置2基、新聞広告、テレビコマーシャル、家づくり情報誌への広告、子育て世帯の賃貸住宅住まいの方へのダイレクトメール、あとはチラシの印刷費でございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いします。質疑ありませんか。

9番、諸橋議員。

○9番（諸橋和史） 217ページ、1款2目の13節になります。250万という団地の宣伝費になっておりますけども、正直、みなみ団地もまだ残っていると思います。一緒にそういうふうな宣伝を入れていったらどうか。

また、みなみ団地は今区画的にどれぐらい残っているのか。これの見込みなどをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） ありがとうございます。

みなみ団地につきましては、7区画中、あと2区画販売中でございます。

みなみ団地の宣伝につきましてもこのひがし団地のチラシ製作の中に、まだ販売中であるということ盛り込もうかと考えておるところでございますし、看板設置、その辺につきましてもみなみ団地の広告はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午前11時24分）